

第 2 納食センター整備運営事業にかかる特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき第 2 納食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により特定事業の選定に当たって行った客観的な評価の結果とあわせて公表します。

1 事業概要

（1）事業名称

第 2 納食センター整備運営事業

（2）公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

（3）事業の基本的内容

① 施設概要

- ・事業用地：福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 15 番 1
- ・敷地面積：約 12,605 m²
- ・供給能力：13,000 食／日程度

② 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、福岡市（以下「市」という。）に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 43 年 3 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

ア 施設整備業務

- （ア）事前調査業務及びその関連業務
- （イ）設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- （ウ）建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- （エ）工事監理業務
- （オ）運営備品等調達業務（ただし、食器等を除く。）
- （カ）学校配膳室改修業務

- (キ) 配送車両調達業務
- (ク) 近隣対応・対策業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 廚房設備維持管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

エ 運営業務

- (ア) 日常の検収業務
 - (イ) 給食調理業務
 - (ウ) 洗浄等業務
 - (エ) 配送及び回収業務（平成 27 年度に学校配膳室を改修する学校への改修後の給食開始日から維持管理・運営開始前日までの配送・回収（以下「事前配送」という。）業務を含む。）
 - (オ) 学校配膳室業務（平成 27 年度に学校配膳室を改修する学校での改修後の給食開始日から維持管理・運営開始前日までの学校配膳室（以下「事前学校配膳室」という。）業務を含む。）
 - (カ) 残渣等処理業務
 - (キ) 運営備品等更新業務（ただし、食器等除く。）
 - (ク) 配送車両維持管理業務
 - (ケ) 献立作成支援業務
 - (コ) 食育支援業務
- ※各業務に付随する日常の衛生管理を含む

2 客観的な評価

本事業を市が従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合とを比較することにより、客観的な評価を行った。

(1) 定量的評価（財政負担額の評価）

別紙に示す前提条件を基に、従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、8 %程度の縮減効果を見込むことができる。

(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業を PFI 方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設の機能性や給食提供の安全性、効率性の向上が図られ、より良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

② 設計・建設・維持管理・運営業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営までを一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

③ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

④ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの発生が抑制され、また、リスク発生時においても適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制が可能となり、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

(3) 客観的評価の結果

本事業は、PFI 方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額について 8 %程度の縮減を見込むことができ、サービス水準の向上等も期待できる。

このため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

前提条件

区分	市が従来手法で実施する場合	P F I 方式で実施する場合
市の財政負担額の 主な内訳	①初期整備費 • 施設整備費、運営備品等調達費、配膳室改修費 等 ②開業準備費等 • 開業準備費、事前配送費、事前学校配膳室費 ③維持管理費 • 保全費、建物修繕費、運営備品等更新費 等 ④給食運営費 • 運営人件費、配送費、光熱水費等 ⑤地方債の償還金及び支払利息	①初期整備費 • 施設整備費、運営備品等調達費、配膳室改修費 等 ②開業準備費等 • 開業準備費、事前配送費、事前学校配膳室費 ③維持管理費 • 保全費、建物修繕費、運営備品等更新費 等 ④給食運営費 • 運営人件費、配送費、光熱水費等 ⑤その他の経費 • S P C 経費、金融組成費 等 ⑥公租公課
共通条件	○設計・建設期間：約 1 年 7 か月 ○維持管理・運営期間：14 年 7 か月 ○割引率：1.84% (インフレ率等を勘案)	
初期整備費	・モデルプランに基づき、類似事例の実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費	・市の既存給食センター及び類似事例の実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
給食運営費	・市の既存給食センター及び類似事例の実績を踏まえて設定	・類似事例の実績を踏まえて設定 • 市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する 事項	• 交付金 • 地方債 • 一般財源	【民間事業者】 • 市からの一括払分 • 自己資金 • 市中借入 【市】 • 交付金 • 一般財源

※ 本試算ではリスク調整費は加味していない。

※ 前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。